

○財務省令第二十七号

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十二年政令第七十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、関税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣 菅 直人

関税法施行規則の一部を改正する省令

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の十一中「この場合において」の下に「、第四条の六第一号中「令第四十二条第一項第一号」とあるのは「令第五十条の四第一項第一号」とを加え、「第四条の六第二号」を「同条第三号」に、「同条第三号」を「同条第四号」に、「同条第四号」を「同条第五号」に改め、「（保税蔵置場の許可の特例に係る承認の申請の手續等）」を削り、「第五十条の四第一項第二号（保税工場の許可の特例に係る承認の申請の手續等）」を「第五十条の四第一項第二号」に、「第四条の二」を「保税蔵置場のうち」に、「第四条の七（届出場所の基準）において準用する第四条の二」を「保税工場のうち」に改め、同条を第四条の十二とし、第四条の八から第四条の十までを一条ずつ繰り下げる。

第四条の七中「第四条の九」を「第四条の十」に改め、同条を第四条の八とし、第四条の六の次に

次の一条を加える。

(届出書の記載事項)

第四条の七 令第四十三条の二第四号(保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出の手續)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)の承認を受ける必要がなくなつた理由

二 法第五十条第一項の届出に係る場所に外国貨物があるときは、その旨

第四条の十二の次に次の一条を加える。

(届出書の記載事項)

第四条の十三 第四条の七(届出書の記載事項)の規定は、令第五十一条第二項において準用する令

第四十三条の二第四号(保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出の手續

)に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の七第一号中「

法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)」とあるのは「法第六十一条の五第一項(保税工場

の許可の特例)」と、同条第二号中「法第五十条第一項」とあるのは「法第六十一条の五第一項」

と読み替えるものとする。

第九条の八の次に次の一条を加える。

(届出書の記載事項)

第九条の九 令第六十九条の二第四号（認定通関業者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出の手續）に規定する財務省令で定める事項は、法第七十九条第一項（通関業者の認定）の認定を受けている必要がなくなつた理由とする。

附 則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。